

生活衛生課

議案第21号

港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例について

「公衆浴場における水質基準等に関する指針（平成12年12月15日付生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添1。以下「指針」といいます。）」の一部改正に伴い、「港区公衆浴場法施行条例（平成24年条例第15号。以下「条例」といいます。）」で規定している浴槽水の水質基準を変更します。

1 改正理由

公衆浴場において使用する水の衛生管理については、指針に基づき条例で基準を定めていますが、「公衆浴場における水質基準等に関する指針の一部改正について（令和6年12月18日付健生発1218第2号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）」によって、浴槽水の水質基準の一部が改正されました。

このため、条例で規定している浴槽水の水質基準の一部を改正します。

2 改正内容

水質基準のうち、大腸菌群数を大腸菌数に変更します。

3 施行期日

令和7年4月1日

港区公衆浴場法施行条例新旧対照表

改正案	現行
(前略) (衛生及び風紀に必要な措置等の基準) 第三条 法第三条第二項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。 一 七 (略) 八 大腸菌数は、一ミリリットル中に一個以下とすること。 九 四十 (略) (後略) 付則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。	(前略) (衛生及び風紀に必要な措置等の基準) 第三条 法第三条第二項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。 一 七 (略) 八 大腸菌群数は、一ミリリットル中に一個以下とすること。 九 四十 (略) (後略)